

広島女学院大学学則

1965. 4. 1 制定
2023. 4. 1 最終改正日

第1章 総 則

第1条 広島女学院大学（以下、「本学」という。）は、キリスト教を教育の基盤とし、女性の生涯を支える高度の教養を授け、専門の学術を教授研究することにより、真理と平和を追究し、世界と地域の人々に仕えるゆたかな人格の育成を目的とする。

第2条 本学は、教育研究の向上を図るとともに、本学の目的を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し教育・研究活動等について自ら定期的に点検・評価を行うものとする。

2 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 本学は、教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えたいうで、刊行物への記載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

4 自己点検・評価委員会の構成・運営については、別に定める。

第3条 本学は、広島市東区牛田東四丁目13番1号に設置する。

第2章 修業年限・学年・学期及び休業日

第4条 本学の修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることはできない。

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 学年はこれを次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第7条 休業日を次のように定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学院の創立記念日（10月1日）

(4) 春季休業（3月16日から3月31日まで）

(5) 夏季休業（8月6日から9月20日まで）

(6) 冬季休業（12月25日から1月7日まで）

2 学長は、大学評議会の議を経て休業日を変更し、また臨時的休業日を定めることができる。

第3章 学 部 ・ 学 科

第8条 本学に次の学部及び学科を置く。

人文学部 国際英語学科

日本文化学科

人間生活学部 生活デザイン学科

管理栄養学科

児童教育学科

2 各学部各学科の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的は、別に定める。

第4章 収 容 定 員

第9条 本学の収容定員は次のとおりとする。

| 学 部 | 学 科 | 入学定員 | 収容定員 |
|--------|----------|------|------|
| 人文学部 | 国際英語学科 | 65名 | 260名 |
| | 日本文化学科 | 40名 | 160名 |
| | 計 | 105名 | 420名 |
| 人間生活学部 | 生活デザイン学科 | 65名 | 260名 |
| | 管理栄養学科 | 70名 | 280名 |
| | 児童教育学科 | 90名 | 360名 |
| | 計 | 225名 | 900名 |

第5章 大 学 院

第10条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は別に定める。

第6章 教 育 課 程

第11条 授業科目は基礎科目、ライフキャリア科目、専門科目、関連科目Ⅰ、関連科目Ⅱ、教職に関する専門科目、学芸員に関する専門科目、栄養士及び管理栄養士に関する専門科目、日本語教員に関する専門科目、建築士に関する専門科目、社会教育主事に関する専門科目、司書に関する専門科目、学校図書館司書教諭に関する専門科目、保育士に関する専門科目とし、単位制とする。

第12条 授業科目及び単位数は、別表に定めるところによる。

第7章 履修方法及び単位算定基準

第13条 学生は、所定の授業科目を履修し、次の各号に定める単位を含め124単位以上を修得しなければならない。

- (1) 基礎科目においては、16単位を必修とする。
- (2) ライフキャリア科目においては、4単位を必修とし、12単位を選択必修とする。16単位を超えたものについては、関連科目Ⅰの単位として卒業要件単位に含まれるものとする。
- (3) 各学科専門科目及び関連科目Ⅰにおいては、92単位を選択必修とする。
- (4) 関連科目Ⅱにおいては、卒業要件単位に含まない。

2 学生の履修方法については別に定める。

第14条 大学は、授業科目を履修した学生に対しては、大学が定める適切な方法により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

2 履修科目の平均点は、履修した各科目の成績評価点数(GP)に、その授業科目の単位数を乗じた値の合計値を履修総単位数で除した値とする。

第15条 各授業科目に対する単位数は次の各号によって計算する。授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準

によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、外国語科目については、30 時間の講義をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 第 1 号に規定する授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合にあっては、その組み合わせに応じ、次の表の換算時間により計算した総時間数が 45 時間となる授業をもって 1 単位とする。

| 授業の種類 | 授業 1 時間当たりの換算時間 |
|----------|-----------------|
| 講義・演習 | 1.5 時間から 3 時間 |
| 実習・実験・実技 | 1 時間から 1.5 時間 |

- (4) 本学が教育上有益と認めるときは、第 3 号に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - (5) 第 3 号に規定する授業は、外国において履修させることができる。第 4 号の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
 - (6) 第 4 号の規定により実施する授業科目については、学期ごとに別に定める。
- 2 前項第 4 号、第 5 号により認定する単位数は、60 単位を超えないものとする。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第 16 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が入学前に修得した単位を次の各号により本学の授業単位として認定することができる。

- (1) 大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）
 - (2) その他文部科学大臣が別に定める学修で本学が大学における授業科目の履修とみなした学修
- 2 前項により認定する単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、60 単位を超えないものとする。

第 17 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学以外の教育機関等において学修し、修得した単位を次の各号により本学の授業科目の単位として認定することができる。

- (1) 本学と留学に関する協定のある外国の大学又は本学の認定する外国の大学等に留学し、修得した単位
 - (2) 本学と国内留学に関する協定のある大学で修得した単位
 - (3) 本学と単位互換に関する協定のある大学等で履修し、修得した単位
 - (4) 休学中に外国の大学に留学し、修得した単位
 - (5) その他文部科学大臣が別に定める学修で本学が大学における授業科目の履修とみなした学修
- 2 第 1 項第 1 号により認定する単位数は、30 単位を超えないものとする。
 - 3 第 1 項第 2 号により修得した単位は、44 単位を超えない範囲で認定することができる。ただし、前条と合わせて 60 単位を超えないものとする。
 - 4 第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号により修得した単位は、30 単位を超えない範囲で認定することができる。ただし、前条と合わせて 60 単位を超えないものとする。
 - 5 第 1 項における授業科目の認定に関して、必要な事項はそれぞれ別に定める。

第8章 学修の評価及び卒業の認定

第18条 学修の評価は、A、B、C、D、Fの5段階をもって行い、Fを不合格とする。

2 成績評価の方法、基準については別に定める。

第19条 不合格の授業科目は、再試験をうけることができる。

第20条 疾病その他止むを得ない事故によって試験をうけることができない者は、追試験をうけることができる。

第21条 前2カ条についての手続は別に定める。

第22条 本学に4年以上在学し、第13条の規定に従い所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者に対し学長は教授会の議を経て卒業を認定し、学士の学位を授与する。

第23条 本学で教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び司法施行規則の規定に従って、本学が別に定める教育の基礎的理解に関する科目等、教科及び教科の指導法に関する所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状は次のとおりとする。

| 学部名 | 学科名 | 免許教科の種類 |
|--------|--------------------|------------|
| 人文学部 | 国際英語学科 | 中学校一種(英語) |
| | | 高等学校一種(英語) |
| 人間生活学部 | 日本文化学科 | 中学校一種(国語) |
| | | 高等学校一種(国語) |
| | 生活デザイン学科 | 中学校一種(家庭) |
| | | 高等学校一種(家庭) |
| | 管理栄養学科 | 中学校一種(家庭) |
| | | 高等学校一種(家庭) |
| 児童教育学科 | 栄養教諭一種 | |
| | 幼稚園教諭一種 小学校教諭一種 | |

3 国際英語学科、日本文化学科、生活デザイン学科にあって、学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法及び司法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

4 管理栄養学科にあって、栄養士免許証を得ようとする者は、栄養士法施行令及び司法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

5 管理栄養学科にあって、管理栄養士国家試験の受験資格を得るためには、栄養士法施行令及び管理栄養士学校指定規則に基づく所定の科目を履修しなければならない。

6 日本文化学科にあって、日本語教員養成課程修了証書を得ようとする者は、日本語教員養成のための標準的な教育内容に定める単位を修得しなければならない。

7 生活デザイン学科にあって、建築士受験資格を得ようとする者は、学科所定の教育課程を修めるとともに、建築士法、同法施行令及び司法施行規則に基づく建築士課程所定指定科目(国土交通大臣が指定する建築に関する科目)の単位を修得しなければならない。

8 管理栄養学科にあって、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を得ようとする者は、食品衛生法及び司法施行令に基づき別に定めた所定の科目を履修しなければならない。

9 生活デザイン学科にあって、社会教育主事の任用資格を得ようとする者は、社会教育法及び社会教育主事講習等規程に定める単位を修得しなければならない。

10 国際英語学科、日本文化学科、生活デザイン学科、児童教育学科にあって、図書館司書の資格を得ようとする者は、図書館法及び司法施行規則に定める単位を修得しなければ

らない。

- 11 国際英語学科、日本文化学科、生活デザイン学科、児童教育学科にあつて、学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に定める単位を修得しなければならない。
- 12 児童教育学科にあつて、保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

第9章 学 位

第24条 本学を卒業した者に対し学士の学位を授与する。

第10章 入学・退学・転学・編入学・転入学・再入学・休学・留学・復学・除籍及び復籍

第25条 入学は前期の始めとする。

第26条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格したものを含む。)
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

第27条 入学志願者に対しては、高等学校卒業程度による選抜試験を行い、選考のうえ、教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

第28条 入学志願者は、入学願書及び別に指定する書類に所定の入学検定料を添えて、本学に提出しなければならない。

2 入学願書の受付日は別に定める。

3 前各項の規定は第32条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。

第29条 入学を許された者は指定の期日までに所定の納入金を納めると共に、誓約書等所定の書類を提出しなければならない。

第30条 保証人となる者は、親権者、又は親権者のない者はこれに代わる親族その他の者とする。

第31条 退学を希望する場合は、その理由を記して保証人と連署のうえ、願書を学長宛に提出しなければならない。

第32条 学長は、本学に編入学、転入学又は再入学を希望する者に対しては、別の規程により教授会の議を経て、これを許可することがある。

第33条 病氣その他止むを得ない理由によって引き続き3ヵ月以上修学を中止しようとするときは、保証人と連署のうえ、休学を願い出ることができる。

2 休学の期間は原則として1年以内とし、その期間は第4条の在学期間に算入しない。

3 休学の期間は通算して第4条の修業年限を超えることができない。

4 休学の期間は授業料を免除するが、在籍料(1学期につき年間授業料の10%)を納入しな

ければならない。

第34条 他の大学に転学を希望する場合は、第31条と同様退学願を学長宛に提出しなければならぬ。

第35条 休学した者が復学を、退学した者が再入学及び納入金未納により除籍された者が復籍を希望する場合は保証人と連署のうえ、所定の願書をもって学長に願い出なければならぬ。ただし懲戒により退学を命じられた者及び転学のため退学した者は再入学できない。

第36条 学生が外国の大学又はこれに相当する教育研究機関等で授業科目の履修を希望する場合は、審査のうえ、本人の教育上有益であると認めたとときに限り、これを許可することができる。

2 前項の制度を留学という。

3 留学期間は、第4条の修業年限に算入することができる。

4 留学に関する規程は、別に定める。

第37条 次の各号に該当する者はこれを除籍する。

- (1) 在学8年にして卒業できない者
- (2) 納入金の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
- (3) 休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 死亡した者及び長期間にわたり行方不明の者

第11章 納 入 金

第38条 学生は、次の納入金を別に定める方法によって納入しなければならない。

(1) 人文学部

国際英語学科

日本文化学科

| | |
|--------|------------------|
| 入学金 | 250,000円 |
| 授業料 | 780,000円 |
| 施設維持資金 | 280,000円 |
| その他 | 実験、実習費等で別に定める納入金 |

(2) 人間生活学部

生活デザイン学科

児童教育学科

| | |
|--------|------------------|
| 入学金 | 250,000円 |
| 授業料 | 780,000円 |
| 施設維持資金 | 280,000円 |
| その他 | 実験、実習費等で別に定める納入金 |

管理栄養学科

| | |
|--------|------------------|
| 入学金 | 250,000円 |
| 授業料 | 810,000円 |
| 施設維持資金 | 280,000円 |
| その他 | 実験、実習費等で別に定める納入金 |

2 既納の納入金は返却しない。

ただし、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学手続の取消しを願い出た者については、入学金相当額を除く納入金を返還する。

第12章 賞 罰

第39条 学力、人物共に優秀で、他の模範となる学生があるとき、学長はこれを表彰することがある。

第40条 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、その軽重に従って学長はこれを懲戒する。

第41条 懲戒の種類は戒告、停学、退学とする。

第42条 前条の退学は次の各号の一つに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みのない者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みのない者
- (3) 正当の理由がなく、出席常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第13章 教 職 員 組 織

第43条 本学には学長、副学長、教授、准教授、専任講師、助教及び事務職員、その他の職員を置き、その職務は次のとおりとする。

- (1) 学長は校務をつかさどり、本学を指導、監督する。
- (2) 副学長は学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 教授、准教授、専任講師及び助教は、学生に教授し、研究を指導し、又研究に従事する。
- (4) 事務職員、その他の職員は、それぞれ所定の業務に従事する。

第14章 教授会・大学評議会及び委員会

第44条 本学に全学教授会を置く。

- 2 全学教授会は、学長、副学長、学部長、学部及び共通教育部門の専任教員をもって構成し、学長が招集して議長となる。
- 3 全学教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位授与の審査に関する事項
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、全学教授会の意見を聴くことが必要であると学長が別に定める事項
 - (4) 前号の学長が別に定める事項については「全学教授会及び学部教授会の審議事項に関する規程（学長裁定）」に定める。
- 4 全学教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。
- 5 全学教授会に関する規程は別に定める。

第45条 本学に学部教授会を置く。

- 2 学部教授会は、当該学部所属の専任教員をもって構成し、学部長がその議長となる。
- 3 学部教授会に関する規程は別に定める。

第46条 本学に大学評議会を置く。

- 2 大学評議会は、学長、副学長、学部長、学科長、研究科長、大学宗教委員長、図書館長、総合学生支援センター長、入試・広報センター長、総合研究所長、キャリアセンター長、研究支援・社会連携センター長及び管理部長をもって構成し、学長が議長とな

る。

3 大学評議會は次の事項について審議し、これに基づき学長が決定する。

- (1)学則その他学内重要規則の制定及び改廃に関する事項
- (2)内部質保証委員会より提案された教育研究改善策の実施に関する事項
- (3)大学の内部質保証システムの適切性に関する事項
- (4)全学的研究教育計画に関する重要な事項
- (5)教員人事の基準に関する事項
- (6)教員の学外研修に関する事項
- (7)予算案に関する事項
- (8)全学的行事に関する事項
- (9)その他大学の運営に関する重要事項で学長が必要と認める事項

4 大学評議會に関する規程は別に定める。

第47条 本学に各種の委員会を置く。

2 諸委員会に関する規程は、別に定める。

第15章 図書館・研究所及び研究室

第48条 図書館は本学教職員、学生及び本学関係者の学術研究、調査又は学修の便に供することを本旨とする。ただし本学関係者以外の者にも研究、調査のため所定の手続を経て、特に使用の便を図ることができる。

2 図書館は、本学所蔵の図書全部の登録、整理、保管及び出納の業務を行う。

3 図書館には館長及び司書を置き、所定の業務に従事する。

第49条 本学に広く人文・社会・自然の諸領域にわたる専門の学術理論、及び応用に関する総合的な研究を行うために研究所を置く。

2 研究所に関する規程は、別に定める。

第50条 教授、准教授、専任講師及び助教の学術研究に便宜を与えるために研究室を設ける。

第16章 厚生及び保健

第51条 本学に学生会館その他の厚生施設を設ける。

2 これらに関する規程は別に定める。

第52条 本学教職員及び学生の保健に関しては、学校医を定め、その指導を受けるものとする。

2 学内に健康管理センターを設け、保健師を置き、学校医の監督のもとに学内の健康管理に当らしめる。

第17章 奨学金

第53条 本学に在学する学生は、本学の奨学金を受けることができる。

2 奨学金に関する規程は別に定める。

第18章 研究生・聴講生・科目等履修生・単位互換履修生

第54条 学長は、本学学部において、学術の研究、授業科目の聴講又は科目等履修を希望する者に対しては、教授会の議を経て、選考のうえ、研究生・聴講生・科目等履修生とし

て入学を許可することができる。その期間は1年以内とする。

- 2 研究生、聴講生、科目等履修生に関する規程は別に定める。
- 第55条 学長は、他の大学等の学生で、単位互換協定に基づいて本学において授業科目の履修を希望する者に対しては、教授会の議を経て、選考のうえ、単位互換履修生として入学を許可することができる。その期間は1年以内とする。
- 2 単位互換履修生に関する規程は、別に定める。

第19章 外国人留学生

- 第56条 学長は、広島女学院大学学則第26条第3号の入学資格を有する外国人で本学に入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。
- 2 外国人留学生に関する規程は別に定める。

第20章 教員免許状更新講習

- 第57条 本学は、教員免許状更新講習受講生を対象とした特別の履修課程を編成することができる。
- 2 免許状更新講習の編成に関する規程は別に定める。

附 則

本学則は1965年4月1日から施行する。

本学則は1967年4月1日から施行する。(文学部設置により学則全面改正)

本学則は1968年4月1日から施行する。(第23条改正)

本学則は1970年4月1日から施行する。(第3条、第23条、第24条、第28条、第29条、第35条、第38条及び第40条改正)

本学則は1971年4月1日から施行する。(第4条、第10条、第12条、第13条、第14条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第33条、第37条、第44条、第45条、第47条及び別表改正)

本学則は1973年4月1日から施行する。(第6条、第7条、第12条、第25条、第32条、第33条、第34条、第43条及び別表改正第31条挿入)

本学則は1974年4月1日から施行する。(第7条、第12条、第20条、第25条及び第34条改正)

本学則は1975年4月1日から施行する。(第20条及び第34条改正)

本学則は1976年4月1日から施行する。(第25条、第34条及び別表を改正)

本学則は1977年4月1日から施行する。(第19条、第25条及び別表を改正)

本学則は1978年4月1日から施行する。(第6条、第7条及び第25条を改正)

本学則は1979年4月1日から施行する。(第30条及び第34条改正)

本学則は1980年4月1日から施行する。(第3条、第23条、第25条及び別表を改正)

本学則は1981年4月1日から施行する。(第34条改正)

本学則は1983年4月1日から施行する。(第23条、第25条、第34条、第39条、第42条及び第43条改正)

本学則は1984年4月1日から施行する。(第6条、第7条及び第34条改正)

本学則は1985年4月1日から施行する。(第26条、第34条及び別表改正)

本学則は1986年4月1日から施行する。(第9条及び第34条改正)

本学則は1987年4月1日から施行する。(第25条及び第34条改正)

本学則は1988年4月1日から施行する。(第11条及び第34条改正)

本学則は1989年4月1日から施行する。(第7条及び第34条改正)

本学則は1990年4月1日から施行する。(第20条、第25条、第34条及び別表改正)

本学則は1991年4月1日から施行する。(第7条、第20条、第35条、附則、及び別表改正、第33条挿入)

第9条に規定する収容定員は1996(平成8)年度までの間は次のとおりとする。

| 学部 | 学 科 | 入学定員 |
|-----|-------|------|
| 文学部 | 日本文学科 | 120名 |
| | 英米文学科 | 140名 |
| | 計 | 260名 |

本学則は1992年4月1日から施行する。(第8章、第21条、第35条、第44条、第52条改正)

本学則は1993年4月1日から施行する。(第3章、第8条、第9条、第20条、第25条、第35条、第40条、第13章、第41条、第42条、第43条、第44条、第14章、第45条、第46条、第47条及び別表改正挿入)

本学則は1994年4月1日から施行する。(第4章、第9条、第10条、第14条、第20条、第35条、第17章、第51条及び別表改正挿入)

本学則は1995年4月1日から施行する。(第5章、第10条挿入、第9章、第26条、32条、第11章、第36条、及び第14章、第44条改正)

本学則は1996年4月1日から施行する。(第14章、第44条改正)

本学則は1997年4月1日から施行する。

第9条に規定する収容定員は1999(平成11)年度までの間は次のとおりとする。

| 学部 | 学 科 | 入学定員 |
|-----|-------|------|
| 文学部 | 日本文学科 | 120名 |
| | 英米文学科 | 140名 |
| | 計 | 260名 |

(第6章、第11条、第7章、第13条、第11章、第36条、第14章、第44条改正)

(第6章、第11条、第8章、第21条改正)

本学則は1998年4月1日から施行する。(第11章、第36条改正)

本学則は1999年4月1日から施行する。(第16条、第17条及び第55条挿入、第10章、第36条及び第11章、第38条改正)

本学則は2000年4月1日から施行する。(第8条、第9条、第11条、第13条、第23条、第38条及び別表改正)

本学則は2001年4月1日から施行する。(第16条、第17条、第23条、第26条、第45条、第51条及び別表改正)

本学則は2002年4月1日から施行する。(第1条の2、第1条の3挿入、第9条、第11条、第13条、第14条、第17条、第23条、第46条及び別表改正)

本学則は2002年10月1日から施行する。(別表改正)

本学則は2003年4月1日から施行する。(第6条、第7条、第17条、第36条及び別表改正、第7条の2挿入)

本学則は2004年4月1日から施行する。(第3章、第8条、第9条、第11条、第13条、第15条、第16条、第23条、第38条、第45条、第52条及び別表改正)

本学則は2005年4月1日から施行する。(第11条、第17条、第23条、第46条及び

別表改正)

本学則は2006年4月1日から施行する。(第46条改正)

本学則は2007年4月1日から施行する。(第7条、第8条、第9条、第11条、第23条、第43条、第45条、第46条、第50条及び別表改正)

本学則は2008年4月1日から施行する。(第1条、第7条及び別表改正)

本学則は2009年4月1日から施行する。(第38条及び別表改正、第20章第57条挿入)

本学則は2010年4月1日から施行する。(第7条及び別表改正)

本学則は2011年4月1日から施行する。(第46条及び別表改正)

本学則は第1条、第5条、第6条、第7条(5)、第8条、第9条、第11条、第13条、第18条、第22条、第23条、第25条、第28条第1項、第38条、第46条、第54条～第56条及び別表を改正し、2012年4月1日から施行する。

ただし、2011年度以前に入学した者については、改正後の第1条第2項、第8条、第9条、第11条、第13条、第23条、第38条及び別表の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は別表を改正し、2013年4月1日から施行する。

附 則

1. 本規程は第10章章名、第13条、第32条、第35条、第37条及び別表を改正し、2014年4月1日より施行する。

附 則

本学則は第43条、第45条、第46条及び別表を改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

本学則は別表を改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

本学則は別表を改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

1 本学則は第1条、第2条、第5条、第6条、第8条、第9条、第11条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第8章章名、第18条、第21条、第23条、第25条、第26条、第32条、第36条、第38条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条及び別表を改正し、2018年4月1日から施行する。

ただし、2017年度以前に入学した者については、改正後の第1条、第8条、第9条、第11条、第13条、第14条、第23条、第38条及び別表の規程にかかわらず、なお従前の例による。

2 第46条第2項に掲げる構成員のうち、学科主任及び国際教養学科副主任については2020年度までとする。

附 則

1 本学則は第38条、第44条、第45条及び別表を改正し、2018年4月1日から施行する。

附 則

1 本学則は第23条及び別表を改正し、2019年4月1日から施行する。

附 則

本学則は別表を改正し、2019年4月1日から施行する。

附 則

本学則は別表を改正し、2019年4月1日から施行する。

附 則

本学則は別表を改正し、2020年4月1日から施行する。

附 則

本学則は別表を改正し、2021年4月1日から施行する。

附 則

本学則は別表を改正し、2022年4月1日から施行する。

附 則

本学則は別表を改正し、2022年4月1日から施行する。

附 則

本学則は第6条第2項、第14条第1項、第15条、第16条第2項を改正し、2023年4月1日から施行する。

附 則

本学則は第6条第2項、第14条第1項、第15条、第16条第2項、第49条及び別表を改正し、2023年4月1日から施行する。